

資料 1

平成30年壱岐市議会定例会9月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 5 4 号関係

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	1
【第 2 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	1 2
【第 3 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	1 3
【第 4 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	1 5
【第 5 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表	1 7
【第 6 条関係】 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年壱岐市条例第 2 3 号）新旧対照表	2 0

議案第 5 5 号関係

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表	2 3
--------------------------	-----

議案第 5 6 号関係

壱岐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表	2 4
--	-----

議案第 5 7 号関係

壱岐市串山海洋性公園条例新旧対照表	2 5
-------------------	-----

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第22条まで (略) (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の</p>	<p>第1条から第22条まで (略) (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の</p>	

2

合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条から第34条まで (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第34条の5まで (略)

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条から第34条まで (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第34条の5まで (略)

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

第34条の7から第36条まで (略)
(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保

(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

第34条の7から第36条まで (略)
(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保

4

険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第36条の3から第47条の6まで （略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第36条の3から第47条の6まで （略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国

第49条から第91条まで (略)

法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第49条から第91条まで (略)

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

6

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条 (略)

第93条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。こ

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 (略)

第93条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するもの

の場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

とする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の

重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第1

6条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の

0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定

める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税

法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第

48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計にお

ける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に

関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規

定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたば

こ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそ

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重

れぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。

）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 第2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個

量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

第99条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第4条の2まで (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にそ

第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

第99条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第4条の2まで (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にそ

の者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

第6条から第17条まで （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

以下 （略）

の者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

第6条から第17条まで （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

以下 （略）

12

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略)</p>	<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略)</p>	

14

4～10 (略)
(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

以下 (略)

4～10 (略)
(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

以下 (略)

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p>	<p>第1条から第93条の2まで (略) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p>	

16

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和
59年法律第72号) 第10条第3項第2号ロ及び第4項
の規定の例により算定した金額

4～10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円
とする。

以下 (略)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10
条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金
額

4～10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円
とする。

以下 (略)

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第93条まで (略) (製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本</u></p>	<p>第1条から第93条まで (略) (製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p>	

数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) (略)

(3) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(1) (略)

(2) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 (略)

以下 (略)

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 (略)

以下 (略)

20

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第6条関係】

壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成27年壱岐市条例第23号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条まで（略） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例</u>第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得</p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条まで（略） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>壱岐市税条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>壱岐市税条例</u>第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。</p>	

税法等改正法」という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準

以下「所得税法等改正法」という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準

2 2

は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内</u>において、<u>製造の事業（電気供給業又はガス供給業に係る設備を除く。）</u>、<u>情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）</u>若しくは<u>旅館業（下宿営業を除く。）</u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号ハ又は第45条第1項の表の第1号ハの規定の適用を受ける者で、法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超える特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）</u>に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内</u>において、<u>法第20条に規定する事業の用に供する設備</u>を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける者で、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第3号の規定の適用を受ける設備に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>	

24

壱岐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「<u>介護予防サービス事業者等</u>」<u>という。</u>)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市串山海洋性公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第4条 串山海洋性公園に入園しようとする者(以下「入園者」という。)は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な入園者としての注意をもって観覧し、また利用しなければならない。</p> <p>(入園の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(入園料及び体験料)</p> <p>第6条 串山海洋性公園の中のイルカパーク施設への入園者は、</p>	<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第4条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、<u>指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>施設の維持及び管理(市長が定めるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>施設への入園及び施設の利用の許可等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する業務に付随する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施設を有効利用するために必要な業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合には、この条例の規定(前項に規定する業務に係る部分に限る。)中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(入園の許可)</p> <p>第5条 串山海洋性公園に入園しようとする者(以下「入園者」という。)は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な入園者としての注意をもって観覧し、<u>又は</u>利用しなければならない。</p> <p>(入園の制限)</p> <p>第6条 (略)</p>	

別表に定める入園料を納付しなければならない。

2 イルカパーク施設でイルカとのふれあい体験をしようとする入園者は、1,020円以内で市長が別に定める額の体験料を納付しなければならない。

(入園料及び体験料の減免)

第7条 教育上その他特別の事情により必要があると認める者に対して市長は、前条の規定にかかわらず入園料及び体験料を減額し、又は免除することができる。

(入園料及び体験料の不還付)

第8条 既に納付した入園料及び体験料は、還付しない。ただし、入園者の責めによらない事由により入園することができないときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 (略)

(入園の許可の取消し等)

第10条 市長は、入園者がこの条例の規定に違反すると認めるとき、又は第5条に該当することが判明したときは、施設への

(入園料及び利用料等)

第7条 第2条に規定する施設の入園者は、別表に定める額を上限として規則で定める額の入園料を納付しなければならない。ただし、串山キャンプ場及び串山海水浴場については、この限りでない。

2 第2条に規定する施設が行うサービス等を利用しようとする者は、別表に定める額を上限として規則で定める額の利用料等を納付しなければならない。

3 第4条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合には、前2項に掲げる入園料及び利用料等を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(入園料及び利用料等の減免)

第8条 教育上その他特別の事情により必要があると認める者に対して市長は、前条の規定にかかわらず入園料及び利用料等を減額し、又は免除することができる。

(入園料及び利用料等の不還付)

第9条 既に納付した入園料及び利用料等は、還付しない。ただし、入園者の責めによらない事由により入園することができないときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 (略)

(入園の許可の取消し等)

第11条 市長は、入園者がこの条例の規定に違反すると認めるとき、又は第6条に該当することが判明したときは、施設への

入園の許可を取り消し、又は中止させることができる。

2 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則 (略)

別表 (第6条関係)

イルカパーク入園料

区分	入園料1回につき	備考
大人	200円	20人以上の
小人(中学生以下)	100	団体にあつて
幼児(幼稚園児以下)	無料	は、1割引と する。

入園の許可を取り消し、又は中止させることができる。

2 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則 (略)

別表 (第7条関係)

入園料及び利用料等

項目	区分	料金上限額	備考
入園料	大人	1,000円 以内	
	小人(中学生 以下)	500円以内	
利用料等	大人	20,000 円以内	利用施設、体験 プログラムに応 じて、左記料金を 上限に設定す る。
	小人(中学生 以下)	15,000 円以内	

平成30年度9月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 9月補正予算主要事業一覧	2～15
3. 繰越明許費	16～17
4. 基金の状況（見込み）	18



壱岐市

平成30年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		27,831,200	269,600	28,100,800	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,252,205	137,474	4,389,679
		診療施設勘定	100,743		100,743
		計	4,352,948	137,474	4,490,422
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016		335,016
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,513,357	34,005	3,547,362
		介護サービス事業勘定	32,413	7,295	39,708
		計	3,545,770	41,300	3,587,070
	下水道事業特別会計		377,734	19,400	397,134
	三島航路事業特別会計		125,248		125,248
	農業機械銀行特別会計		113,488	27,445	140,933
合 計		8,850,204	225,619	9,075,823	
一般会計、特別会計の合計		36,681,404	495,219	37,176,623	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	937,021		937,021
	収益的支出	923,073		923,073
	資本的収入	118,059		118,059
	資本的支出	280,651		280,651

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
3 民生費	2 児童福祉費	4 保育所費	保育所費（調査業務）	0	607	607	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	母子手帳アプリ導入事業	0	130	130	0	0	0	0
		2 予防費	予防接種（任意接種分）	4,450	4,000	8,450	0	0	3,600	0
		3 環境衛生費	火葬場管理費	898,168	2,000	900,168	0	0	0	0
		4 病院費	長崎県病院企業団負担金	425,154	37,797	462,951	0	0	0	0

過疎債
(過疎
地域自
立促進
事業)

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
607	新規	●ブロック塀調査業務 大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し児童の死亡事故が発生したことを受け、基準に適合しない施設等のブロック塀等の調査を行う。(6園 10箇所)	3	3	建築基準法	平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、児童の死亡事故が発生したことを受け、基準に適合しない施設等のブロック塀等の調査を行い、適切な対応を施すよう厚生労働省より通達があった。 第1段階調査として目視点検を行い、第2段階として建築技術者等によるブロック内部の配筋等の点検調査を行う必要がある。	こども家庭課	18～ 19
130	新規	●母子手帳アプリ導入 母子手帳アプリの導入により、適切な情報を適切な時期に配信をする。また、吉崎市の予防接種ルールに沿ったスケジュール管理をする。	2	4	まち・ひと・しごと創生法、健やか親子21等	スマートフォンの普及により子育てに関する情報を簡単に得られるようになり便利になった反面、誤った情報もあふれている。このような中、吉崎市独自の内容も含めた母子手帳アプリを提供することで、妊娠期～子育て期における保護者の不安の軽減、健診受診率・予防接種の接種率の向上、予防接種の接種過誤の防止などの課題の解決を図る。	健康増進課	24～ 25
400		●乳幼児・小中学生インフルエンザワクチン助成 乳幼児・小中学生に対するインフルエンザワクチン接種助成額を1,000円から2,000円に増額する。 増額分1,000円×4,000人＝4,000,000円	2	1	—	季節性インフルエンザはB類疾病に位置付けされているため、乳幼児・小中学生の予防接種は任意接種となっている。 しかし、流行期に蔓延すると感染の拡大が危惧される。また、出勤停止や出席停止など社会的にも影響がでるため、その対策として予防接種が推進されている。市民がより受けやすくするため、今回助成額を見直している。 (県下市町のなかでも助成額が低かったため)	健康増進課	24～ 25
2,000		●葬斎場建設事業(市道改良工事)用地購入 葬斎場建設と併せ、進入道路(市道神ノ前1号線)の改良工事に必要な用地の購入を行う。 郷ノ浦町大浦触字神前 1024-1 田 1,222㎡ 1025-1 原野 60㎡ (1,282㎡)	3	1	吉崎市立吉崎葬斎場条例	現施設が築30年経過により、建物や設備の老朽化が見受けられ、さらには機器類の耐用年数も経過し、更新時期を迎えているため新たに建築を進める。	環境衛生課	24～ 25
37,797		●長崎県病院企業団構成団体負担金 長崎県病院企業団負担要綱等に基づく負担金について、再計算により、建設改良に要する経費(元金・利子)の追加による増額。	2	1	—	地域医療の確保に伴い、吉崎病院を吉崎島の中核病院として運営するための経費の一部を負担する。	保険課	24～ 25

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	チャレンジ園芸10 00億推進事業	0	832	832	0	693	0	0
		4 畜産業 費	地域肉用牛振興対策 事業	18,003	934	18,937	0	0	0	0
			肉用牛パワーアップ 事業	0	19,818	19,818	0	17,955	0	0
			畜産競争力強化対策 整備事業	61,922	73,346	135,268	0	63,065	0	0
		5 農地費	大浦地区圃場整備内 用排水路護岸保護工 事	0	7,056	7,056	0	0	0	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
139		●チャレンジ園芸1000億推進事業 農業者の所得向上を図るため、アスパラガス新改植による収量及び品質の向上に取り組む農業者に対して助成を行う。 ・吉岐地区アスパラガス第20生産組合 アスパラガス新改植 74.04a【県1/2、市1/10】	1	1	チャレンジ園芸1000億推進事業実施要綱	園芸作物のさらなる振興により、農業者の所得向上を図る。	農林課	26～27
934		●芦辺堆肥センター機能保全事業補助金 吉岐市農業協同組合所有の堆肥センターの本屋根組が、堆肥原料のアンモニア成分により金属部品が腐食・破損しているため、木材により機能保全する事業に対して補助を行う。【市1/2】	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要領	安全で安心な農畜産物の生産・流通・供給体制の確立と意欲ある農業者の確保・育成を図る必要があり、耕種部門と畜産部門及び農村整備部門との連携強化により、農林業生産・流通・加工施設等及び生産基盤の整備や生活環境の整備等の農業振興対策事業を実施する。	農林課	28～29
1,863		●肉用牛パワーアップ事業増頭推進に向けた低コスト牛舎等の整備を行う。 ①牛舎2棟、堆肥舎2棟、附帯施設【県50%、市5%】 ②ホイールローダー1台【県1/3、市5%】	1	1	長崎県肉用牛パワーアップ事業費補助金実施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」等に基づき、建設コスト低減に繋がる低コスト牛舎の導入や既存牛舎・空き牛舎の補改修・増築、放牧場の整備等により低コストで増頭を目指す経営体を支援する。	農林課	28～29
10,281		●畜産競争力強化対策整備事業 畜産の収益性向上を図るために必要な家畜飼養管理施設等の整備を行う。 ①牛舎3棟、堆肥舎2棟、管理棟1棟、附帯施設等【国50%、県13.5%、市10%】 ②繁殖雌牛導入34頭【妊娠牛275千円/頭、繁殖牛175千円/頭】	1	1	畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のため、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図る。	農林課	28～29
7,056	新規	●大浦地区圃場整備内用排水路護岸保護工事 大浦地区農業構造改善センター前の法面を含む大浦地区圃場整備内の用排水路に係る護岸保護工事を行う。 ・コンクリート吹付工 L=60m、A=500㎡	1	1	—	農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とする。	農林課	28～29

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
5 農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	県営農業農村整備事 業（負担金）	0	34,053	34,053	0	0	0	4,510
										県営溜 池整備地 元分担 金
	2 林業費	2 林業振 興費	環境保全林緊急整備 事業	0	393	393	0	393	0	0
								造林事 業費補 助金		
	3 水産業 費	2 水産業 振興費	漁業就業者確保育成 総合対策事業（技術 習得支援事業）	7,050	4,000	11,050	0	1,925	0	0
								漁業就 業者確 保育成 総合対 策事業 補助金		
		3 漁港管 理費	県営漁港事業（負担 金）	0	1,811	1,811	0	0	0	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
29,543	新規	<p>農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的に、県が実施する圃場整備事業等に伴う市等負担金</p> <p>●県営ため池整備事業 吉岐地区水利施設等保全高度化事業（低地ため池法面保護工事） 鏡地区【市20%】、園田地区【市10%、地元10%】</p> <p>●県営海岸事業 県営農地海岸保全事業（吉岐管内農地海岸開口部対策事業）【市5%】</p> <p>●県営自然災害防止事業 県単自然災害防止事業（筒城・赤部・松崎・夕部・大柳・大石）【市25%】</p> <p>●県営老朽ため池整備事業 ①郷ノ浦地区防災減災事業（堤体改修）7箇所【市7%、地元2%】 ②芦辺地区防災減災事業（実施設計）4箇所 堂山地区【市7%、地元2%】、川内地区【市9%】</p> <p>●県単独土地改良調査費 県単調査費（木田地区）【市30%】</p>	1	1	農業経営対策事業費補助金等交付要綱等	農用地の改良・開発・保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とする。	農林課	28～29
0	新規	<p>●環境保全林緊急整備事業 市が環境保全のために重要であると認める森林に対し、間伐などの施業を行うための調査を実施する。 ・報償費（現地調査の実施等に対する謝金）【県100%】</p>	1	1	環境保全林緊急整備事業補助金実施要領	市が特に環境保全のために重要であると認める森林を対象とした間伐などの施業や施設の整備を実施することを目的とする。	農林課	28～29
2,075		<p>●技術習得支援事業 技術習得期間中の生活費等の支援を行うことで、就業希望者の負担を軽減し、漁業就業者の確保を図る。 ・新規2名分追加【県1/2、市1/2】</p>	1	2	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱	漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。	水産課	28～31
1,811	新規	<p>●県営漁港整備事業 ①大島漁港 道路舗装及び用地整備【市10%】 ②芦辺漁港 車止め整備【市10%】</p>	1	2	漁港漁場整備法	県営漁港整備事業に関する地元負担金	水産課	30～31

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
6 商工費	1 商工費	2 商工振 興費	再生可能エネルギー 推進事業	218,693	△ 191,730	26,963	△ 198,175	0	0	0
							エネルギー構 造高度化・転 換理解 促進事 業補助 金			
		4 観光費	イルカパーク管理費	119,576	△ 6,643	112,933	950	0	19,700	0
							地方創 生推進 交付金		一般補 助施設 整備等 事業債	
7 土木費	2 道路橋 りよう 費	2 道路橋 りよう 維持費	道路維持補修事業	126,000	52,500	178,500	0	0	0	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
6,445		<p>●再生可能エネルギー推進事業 本土と系統連系していない離島である本市において、クリーンな再生可能エネルギーから水素を製造し、貯蔵やエネルギーとして有効に活用することで、低炭素のしまづくりを図り、また、地域産業の活性化にもつながり、さらには他の離島の先進的なモデルともなり得る再生可能エネルギー・水素活用ビジョンを策定する。 本年度はビジョン策定を確実に実施することを最優先とし、当初予定していた設備を導入しての実証事業は次年度以降に取り組むため、事業費の見直しによる減額を行う。</p>	1	3	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付要綱	本市では、現在、再生可能エネルギーとして太陽光発電、風力発電が稼働しており、低炭素の島づくりを実現させるため、木質バイオマス資源の活用等についても実現可能性の調査を行ってきた。一方、本市は本土と系統連系していない離島であり、再生可能エネルギーの導入拡大には大きな制約がある。 このような状況下にある本市で、低炭素の島づくりのため再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためには、不安定な再エネを有効に活用する方策が必要となり、そのために水素エネルギーの活用について検討を行う。	観光 商工 課	30～ 31
△ 27,293		<p>●吉岐島リブートプロジェクト事業 イルカパークを再整備し、集客拠点施設として磨き上げ、本施設をハブに観光資源を周遊する仕組みを構築することで、島内の様々な産業に波及効果を生み、地域資源を最大限に活かした着地型観光推進を通して、吉岐島の地方創生を図る。 ※地方創生推進交付金2次申請に基づく組替</p> <p>●イルカ購入計画の変更に伴う減額</p>	1	5	—	イルカパークは他地域との差別化を図る面でも吉岐の重要な観光資源のひとつであり、施設を適正に管理し、体験プログラムの展開や各種サービスなど魅力的な施設運営を図ることで、自走可能な観光集客拠点として再整備する。また、本施設を基点に、島内の様々なステークホルダー（観光施設、体験事業者、交通、飲食、宿など利害関係者）を繋ぎ、周遊させる仕組みを構築することで、滞在時間の延伸、観光消費の増加を図る。 観光産業による外貨の獲得を中心に、島内各産業に波及効果を生むことで、吉岐島の経済のリブート（再始動）を目指す。	観光 商工 課	30～ 33
52,500		<p>●道路維持補修事業（市道維持補修工事） 市道住吉高野原線他19線道路補修工事</p>	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設 課	32～ 33

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
7 土木費	2 道路橋 りょう 費	3 道路橋 りょう 新設改 良費	道路改良費（単独） 事業	73,717	25,500	99,217	0	0	0	0
			県営道路整備事業 （負担金）	0	8,775	8,775	0	0	0	0
	3 河川費	1 河川総 務費	県営自然災害防止事 業（負担金）	0	488	488	0	0	0	0
			急傾斜 地崩壊 対策費	0	3,600	3,600	0	0	0	0
			急傾斜地崩壊対策事 業（負担金）	0	3,600	3,600	0	0	0	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
25,500		<ul style="list-style-type: none"> ●道路単独改良事業 ・測量設計業務 ①籐勢1号線 ②宇土4号線 ③水畑線 ・道路改良工事 ①芦辺浦中央線 ②菓子田線 ③獅子ノ子坂線 ・土地購入費 ①菓子田線用地 ②獅子ノ小坂線用地 ・補償費 ①菓子田線物件移転補償費 ②獅子ノ小坂線物件移転補償費 	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設課	32～ 35
8,775	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●県営道路整備事業 ①国道382号線（勝本町新城西触～布気触）【市15%】 ②県道郷ノ浦沼津勝本線（勝本町本宮東触）【市15%】 	5	1	—	国道・県道整備事業に伴う県営事業負担金	建設課	32～ 33
488	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●県営自然災害防止事業 ①海岸自然災害防止事業（渡良東海岸）【市5%】 ②海岸自然災害防止事業（麦谷海岸）【市5%】 	5	1	河川法	自然災害防止事業に伴う県営事業負担金	建設課	34～ 35
3,600	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●県営急傾斜地崩壊対策事業 ①今井崎地区【市10%】 ②瀬戸浦東部地区【市10%】 ③黒瀬西Ⅱ地区【市5%】 	3	3	—	急傾斜地崩壊対策事業に伴う県営事業負担金	建設課	34～ 35

平成30年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
7 土木費	4 港湾費	1 港湾管理費	県営港湾整備事業 (負担金)	0	18,788	18,788	0	0	0	0
9 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費(調査 業務・改修工事)	0	10,017	10,017	0	0	0	0
	3 中学校費	1 学校管理費	中学校管理費(調査 業務)	0	362	362	0	0	0	0
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	幼稚園費(調査業 務)	0	175	175	0	0	0	0
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	大谷公園・体育館管 理費(備品購入費)	0	1,404	1,404	0	0	0	0

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
18,788	新規	●県営港湾整備事業 ①郷ノ浦港（物揚場・岸壁改良）【市12.5%】 ②勝本港（物揚場改良）【市12.5%】 ③印通寺港（君ヶ浦照明灯）【市25%】	5	2	長崎県港湾管理条例	県営港湾整備事業に関する地元負担金	水産課	34～ 35
10,017	新規	●ブロック塀調査業務（小学校 16校 50箇所） ●石田小学校プールブロック塀改修工事 L=75m	4	1	建築基準法	平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、児童の死亡事故が発生したことを受け、基準に適合しない施設等のブロック塀等の調査を行い、適切な対応を施すよう文部科学省より通達があった。 第1段階調査として目視点検を行い、第2段階として建築技術者等によるブロック内部の配筋等の点検調査を行う必要がある。	教育総務課	36～ 37
362	新規	●ブロック塀調査業務（中学校 3校 13箇所）	4	1	建築基準法	平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、児童の死亡事故が発生したことを受け、基準に適合しない施設等のブロック塀等の調査を行い、適切な対応を施すよう文部科学省より通達があった。 第1段階調査として目視点検を行い、第2段階として建築技術者等によるブロック内部の配筋等の点検調査を行う必要がある。	教育総務課	36～ 37
175	新規	●ブロック塀調査業務（幼稚園 3園 4箇所）	4	1	建築基準法	平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、児童の死亡事故が発生したことを受け、基準に適合しない施設等のブロック塀等の調査を行い、適切な対応を施すよう文部科学省より通達があった。 第1段階調査として目視点検を行い、第2段階として建築技術者等によるブロック内部の配筋等の点検調査を行う必要がある。	教育総務課	38～ 39
1,404	新規	●ミニバスケットボール用ゴール購入 ミニバスケットボール利用施設が少なく、利用者に支障を来しているため、ゴール台の購入を行う。 ・備品購入費（ミニバスケットボール用ゴール台2台1組）	4	3	-	吉岐市のスポーツ施設は、社会体育の需要に対応できるように、学校体育施設の活用と併せて、社会体育施設の整備を進めている。 生涯スポーツ活動の機会を拡充するため、施設の機能充実を図る。	社会教育課	40～ 41

平成30年度9月補正予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
							特 定 財		源				
							国費	県費	地方債	その他			
2	漁業集 落排水 整備事 業費	2	施設整 備費	1	施設整 備費	漁業集落排水施設整 備費（単独）	5,290	19,400	24,690	0	0	0	19,400
													一般会 計繰入 金（漁 業集 落）

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		<p>●県道湯ノ本芦辺線他汚水管理設部路面本復旧工事 県道湯ノ本芦辺線他1路線の下水道管理設部において、石張舗装の本復旧工事を行う。 ・平石張舗装 A=250m²</p>	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	10～ 11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	勝本町自給肥料供給センターバキューム散布車購入事業	13,538
合 計			13,538

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.9.30	特殊架装に想定以上の日数を要し、年度内での購入が困難となったため。

基金の状況（見込み）

○積立基金

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	909	400,000	1,603,322	666	800,000	803,988
減債基金	3,162,946	1,108	400,000	2,764,054	3,456	1,100,000	1,667,510
地域振興基金	508,751	188	0	508,939	168	173,200	335,907
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	47,900	692,370
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,800	183,799
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,401	30,000	125,732	34,765	30,000	130,497
沿岸漁業振興基金	51,131	22,774	22,768	51,137	22,774	30,000	43,911
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	533,300	1,832,300
ふるさと応援基金	178,534	260,760	114,000	325,294	200,045	200,189	325,150
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	176,450	555,359
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
小計	5,646,303	787,969	396,768	6,037,504	622,555	1,194,139	5,465,920
計	10,811,662	789,986	1,196,768	10,404,880	626,677	3,094,139	7,937,418
国民健康保険財政調整基金	255,590	58	0	255,648	53	1	255,700
直営診療所財政調整基金	14,893	2	14,895	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	27	67,000	61,830	15	28,000	33,845
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	6,220	14,401	8,301	1,933	20,769
計	416,972	3,022	88,115	331,879	8,372	29,935	310,316
合計	11,228,634	793,008	1,284,883	10,736,759	635,049	3,124,074	8,247,734

○定額運用基金

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	793,008	1,284,883	10,816,799	635,049	3,138,548	8,313,300
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

平成 2 9 年度

各 会 計 決 算 概 要

1. 健全化判断比率等の概要について	1 ~ 2
2. 平成29年度実質収支に関する調書	3 ~ 4
3. 平成29年度普通会計決算状況カード	5 ~ 6
4. 平成29年度における主要施策の成果説明	7 ~ 3 5
5. 平成29年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3 6

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

平成29年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1 歳	入 総 額	25,241,087	5,221,013	108,256	321,337
2 歳	出 総 額	24,479,170	4,962,232	108,256	318,624
3 歳	入 歳 出 差 引 額	761,917	258,781	0	2,713
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額	328,844			
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	328,844	0	0	0
5 実 質 収 支 額		433,073	258,781	0	2,713
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金					

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		下水道事業 特別会計	三島航路事業 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1 歳	入 総 額	3,429,200	50,908	487,301	125,242
2 歳	出 総 額	3,401,170	19,001	487,165	125,242
3 歳	入 歳 出 差 引 額	28,030	31,907	136	0
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5 実 質 収 支 額		28,030	31,907	136	0
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金					

平成29年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		農業機械銀行 特別会計			
1 歳	入 総 額	152,052			
2 歳	出 総 額	124,606			
3 歳	入 歳 出 差 引 額	27,446			
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0			
5 実 質 収 支 額		27,446			
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金					

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1 歳	入 総 額	9,895,309	35,136,396
2 歳	出 総 額	9,546,296	34,025,466
3 歳	入 歳 出 差 引 額	349,013	1,110,930
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	328,844
	(3) 事故繰越繰越額	0	0
	計	0	328,844
5 実 質 収 支 額		349,013	782,086
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金		0	0

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	一般管理費	104,273,000	104,188,900	0	84,100	特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金 65,900
						街頭防犯カメラ設置工事補助金 4,123,000
						本庁舎建設基金積立金 100,000,000
	自治公民館費	57,699,000	44,035,540	0	13,663,460	コミュニティ施設バリアフリー化補助金 6,234,000 安全・安心のまちづくり交付金 7,924,040 自治公民館運営費等交付金 8,331,500 行政協力事務交付金 21,546,000
財産管理費	35,472,200	17,960,000	16,600,000	912,200	P C B 廃棄物収集運搬 2,916,000	
					壱岐市高等職業訓練校耐震改修事業 設計監理業務【H30へ繰越】 2,268,000 耐震改修工事【H30へ繰越】 10,400,000	
					壱岐市自動車教習所講習室改修工事 1,188,000	
					旧労働基準監督署解体工事 1,188,000	
庁舎整備費	603,116,000	299,306,652	303,700,000	109,348	市役所庁舎システム保守管理業務 3,908,952	
					市役所庁舎耐震改修事業	
					監理業務【H30へ繰越】 0 耐震改修工事【H30へ繰越】 292,776,000 備品購入費【H30へ繰越】 2,621,700	
交通対策費	160,173,000	159,033,000	0	1,140,000	地域公共交通計画策定事業 5,508,000	
					地方バス路線維持対策事業補助金 69,223,000	
					長崎県離島航空路線再生事業補助金 8,969,000	
					離島航空路新規路線対策事業補助金 75,333,000	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	空家等対策費	4,200,000	3,974,400	0	225,600	空家対策計画策定業務 3,974,400
	企画費	440,787,000	425,715,893	0	15,071,107	コミュニティ助成事業 2,200,000
						第10回全国離島交流中学生野球大会 2,000,000
ふれあい交流事業 3,962,775						
まちづくり市民力事業 4,532,000						
ふるさと応援基金積立金 260,759,787						
ふるさと応援寄附金事業 148,808,188						
地域おこし協力隊事業 3,453,143						
地域振興推進費	133,843,160	132,393,760	0	1,449,400	壱岐なみらい創りプロジェクト業務 5,994,000	
					生涯活躍のまち推進プロジェクト事業 2,970,000	
					壱岐市原の辻ガイダンス仮設倉庫建築工事 2,376,000	
					ながさき移住サポートセンター負担金 663,000	
					定住奨励事業補助金 5,478,000	
					Uターン促進短期滞在費補助金 22,000	
					島外通勤・通学者交通費助成事業 3,658,560	
					ウルトラマラソン運営費補助金 9,000,000	
					壱岐市まち・ひと・しごと創生補助金 19,700,000	
					福岡市・九州離島広域連携協議会負担金 11,932,600	
					壱岐市生涯活躍のまち基本指針・実施計画策定等業務【H28繰越】 11,880,000	
					テレワーク施設注目度アップ事業【H28繰越】 4,860,000	
					テレワーク施設島外利用者向け短期滞在型住宅整備【H28繰越】 34,992,000	
					テレワーク施設整備【H28繰越】 18,867,600	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	国際化推進費	27,460,000	24,431,599	0	3,028,401	海外メディア招聘プレスツアー業務 3,353,400
						海外コスプレイヤー招聘業務 1,989,360
						ビジット・ジャパン地方連携事業 499,839
						インバウンド対策事業 15,540,000
						インバウンドおもてなし向上補助金 3,049,000
地域情報通信推進事業費	38,617,000	37,392,480	0	1,224,520	海底光ケーブル保守点検 2,106,000	
					壱岐市CATV基幹ネットワーク強化対策業務 31,968,000	
					CATV再放送使用料 3,318,480	
地区事務所費	53,341,120	49,110,840	0	4,230,280	沼津事務所耐震改修事業	
					耐震工事設計業務 2,052,000	
					耐震工事監理業務 648,000	
					耐震改修工事 17,069,400	
					初山事務所耐震改修事業	
					耐震工事設計業務 2,160,000	
					耐震工事監理業務 702,000	
耐震改修工事 26,479,440						
災害救助対策費	390,000	71,000	0	319,000	災害ボランティア派遣 71,000	
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業	532,431,000	472,989,127	0	59,441,873	長崎県離島航路航空路運賃低廉化協議会負担金 47,103,551	
					離島輸送コスト支援事業 56,739,545	
					離島輸送コスト支援事業 76,261,798	
					滞在型観光促進事業 21,946,480	
					滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業） 13,798,674	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
総務費	特定有人国境離 島地域社会維持 推進交付金事業					海の駅魅力向上事業補助金	2,438,957
						しまづくり事業補助金	1,987,970
						滞在型観光サポート事業補助金	13,864,152
	雇用機会拡充事業	238,848,000					
	戸籍住民基本台帳 費	2,195,000	2,138,600	0	56,400	地方公共団体情報システム機構負担金【H28繰越】	2,138,600
	選挙費	50,120,000	39,718,462	0	10,401,538	長崎県知事選挙費	12,993,941
						市議会議員選挙費	12,269,165
						衆議院議員総選挙費	14,455,356
民生費	社会福祉総務費	1,210,005,000	1,150,123,959	0	59,881,041	第5期壱岐市障がい福祉計画策定業務	2,430,000
						生活困窮者自立支援事業	14,967,000
						社会福祉法人施設整備費補助金	4,644,000
						高齢者・障害者住宅改造事業費（H29年度で終了）	397,000
						障害児福祉手当	1,356,300
						障害者福祉医療費	74,278,701
						特別障害者手当	22,174,710
						民生委員協議会運営事業	6,935,000
						民児協・慰霊祭事務局運営費	5,000,000
						障害者訪問入浴サービス事業	325,000
						移動支援費	21,263,600
						自立支援医療費	36,935,646
						障害者日常生活用具給付費	8,048,050
身体障害者補装具給付費	6,665,807						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
民生費	社会福祉総務費					日中一時支援事業費	26,068,326
						障害福祉サービス費	683,480,516
						療養介護医療費	12,786,283
						臨時福祉給付金事業	140,510,918
						出産祝金	7,850,000
						乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	45,960,608
						障害児施設措置費（通所給付費）	24,030,146
						児童発達支援・放課後等デイサービス事業	4,016,348
	社会福祉施設費	244,351,000	156,767,160	86,858,600	725,240	箱崎僻地保健福祉館耐震改修事業	
						設計監理業務	2,624,400
						耐震改修工事	14,871,600
						勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費	32,629,000
						勝本町ふれあいセンターかざはや全天候型ゲートボール場整備事業	
						設計監理業務【H30へ繰越】	0
						設備等整備工事【H30へ繰越】	53,500,000
						事務費等【H30へ繰越】	0
						芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費	21,698,000
芦辺クオリティライフセンター「つばさ」設備改修事業					設計監理業務	297,000	
					施設整備等改修工事	8,717,760	
					石田総合福祉センター管理費	11,692,000	
					石田総合福祉センター施設改修工事	3,704,400	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	社会福祉施設費					郷ノ浦デイサービスセンター管理費 7,033,000
	老人福祉事業	37,555,400	34,527,990	0	3,027,410	敬老祝金 9,410,000
						三島航路乗船料 2,037,690
						はり灸等券助成 7,402,500
						入湯券助成 10,362,200
						外出支援サービス事業 5,315,600
						後期高齢者医療 事業
	児童福祉総務費	59,595,180	57,428,405	0	2,166,775	放課後児童クラブ等育成支援事業 29,262,000
						病児保育事業 7,784,500
						ファミリーサポートセンター事業 2,360,000
						子育て支援事業 399,600
						子育て支援拠点事業 12,940,268
						地域少子化対策強化事業 4,682,037
	児童措置費	795,146,000	778,815,380	0	16,330,620	児童手当給付 423,615,000
						児童扶養手当給付 154,564,890
私立保育所運営費委託 98,858,160						
小規模保育施設負担金 101,777,330						
保育所費	74,410,498	28,224,720	46,082,000	103,778	石田町幼保連携型認定こども園敷地整備工事【H28繰越】 16,344,720	
					石田町幼保連携型認定こども園新築工事設計業務 11,880,000	
					小規模保育事業整備補助金【H30へ繰越】 0	
衛生費	保健衛生総務費	78,222,000	73,483,870	0	4,738,130	がん検診事業 50,146,027

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
衛生費	保健衛生総務費					母子保健健診等委託	21,481,843
						食生活改善推進員活動費補助金	1,856,000
	予防費	69,314,000	60,843,079	0	8,470,921	一般予防対策事業	60,843,079
	環境衛生費	132,370,493	100,328,147	24,816,000	7,226,346	野犬捕獲業務委託	4,560,000
						使用済自動車等海上輸送費補助金	2,505,130
						葬斎場修繕料	10,287,162
						葬斎場施設管理業務委託	5,186,400
						葬斎場建築事業	
						現況測量業務委託	2,376,000
						地質調査業務委託	3,980,880
						設計業務委託【H30へ繰越】	10,500,000
	海岸漂着物回収・運搬・処理事業【H28繰越】	60,932,575					
清掃総務費	44,620,640	42,504,574	0	2,116,066	リサイクル報奨金	8,945,200	
					自動車騒音常時監視及び面的評価業務	1,234,440	
					壱岐市リサイクルセンター運営委託	21,600,000	
					水質検査業務委託	6,048,000	
					ごみ袋等取扱業務委託	4,676,934	
塵芥処理費	458,659,000	447,945,937	0	10,713,063	トレイ等分別作業委託	3,996,000	
					一般廃棄物処理業務委託（環境管理組合）	226,719,000	
					古紙類等資源化処理業務委託	40,500,000	
					主要道路空き缶空き瓶等回収業務委託	585,604	
					不法投棄物撤去処理業務委託	3,827,280	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
衛生費	塵芥処理費					たかのはら憩の森周辺環境管理委託	1,813,760
						クリーンセンター管理費	170,504,293
	し尿処理費	171,522,000	166,049,936	0	5,472,064	勝本自給肥料供給センター管理費	29,797,206
						汚泥再生処理センター管理費	136,252,730
合併処理浄化槽 設置整備事業	62,414,000	57,816,886	0	4,597,114	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	57,810,000	
					水洗便所等改造資金融資利子補給金	6,886	
農林水産 業費	農業振興費	187,692,000	153,196,847	0	34,495,153	壱岐市定住促進事業業務委託 農業振興対策事業補助金 新規就農者独立支援事業 土地基盤整備事業（暗渠排水・小規模基盤整備等） 葉たばこ産地維持対策事業 園芸ブランド力強化対策事業（ハウス等） 壱岐産品流通拠点施設整備事業【H28繰越】 担い手育成総合支援協議会補助金 認定農業者協議会活動費補助金 ながさき集落営農育成総合支援事業 有害鳥獣被害防止対策事業（タイワンス駆除） 有害鳥獣被害防止対策事業（イノシシ駆除） 有害鳥獣被害防止対策事業（カラス駆除） 有害鳥獣被害防止対策事業（鹿駆除） 壱岐出合いの村施設等管理業務 壱岐風民の郷施設等管理業務	855,000 600,000 2,708,000 1,036,000 308,000 35,617,000 1,272,000 2,708,800 8,200,000 10,067,190 698,292 1,032,000 412,500 28,500,000 6,700,000

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
農林水産業費	農業振興費					猿岩物産館施設等管理業務	2,800,000
						新構造改善加速化支援事業	17,171,000
						農業次世代人材投資資金事業	9,000,000
						経営所得安定対策推進事業	10,042,000
						農地中間管理機構地域集積金	3,550,165
						儲かるながさき水田経営育成支援事業	2,805,000
						未来を創る園芸産地支援事業	1,890,000
						農地流動化奨励補助金	5,223,900
	畜産業費	205,261,000	201,220,976	0	4,040,024	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業	15,512,000
						畜産環境適正化対策事業	484,350
						地域肉用牛緊急増頭対策事業	19,120,000
						長崎県和牛共進会	5,590,000
						長崎県家畜導入事業	19,350,000
						長崎県畜産クラスター構築事業【H28繰越】	125,767,000
						長崎県新たな一貫生産体系育成事業	170,000
						堆肥センター管理費	15,227,626
	農地費	519,008,000	500,644,227	0	18,363,773	土地改良区経常経費補助金	50,242,000
						干害応急対策事業	4,473,000
						土地改良施設維持管理適正化事業	
						土地改良施設維持管理適正化事業測量設計業務委託	885,600
						土地改良施設維持管理適正化事業工事	9,621,720
						土地改良施設維持管理適正化事業賦課金	4,789,500

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産 業費	農地費					土地改良施設維持管理適正化事業補助金	15,388,500
						県営事業	
						県営農業・農村整備事業に係る負担金	25,667,116
						農業経営高度化支援事業補助金(刈田院地区促進費)	55,000,000
						日本型直接支払制度事業	
						いき農村環境保全協議会負担金	2,150,820
						多面的機能支払交付金(農地維持・資源向上)	73,626,712
						多面的機能支払交付金(資源向上(長寿命化))	43,629,973
						中山間地域等直接支払制度事業交付金	194,142,958
	環境保全型農業直接支援対策交付金	21,026,328					
	林業費	31,598,000	22,204,520	0	9,393,480	緑の少年団運営費補助金	156,000
						ながさき森林づくり担い手対策事業補助金	2,696,000
						保全松林緊急保護整備事業	
						衛生伐倒駆除油剤(補助)	3,664,440
						衛生伐倒駆除くん蒸(補助)	1,917,000
						衛生伐特別伐倒駆除焼却(補助)	2,712,960
						衛生伐倒駆除油剤・焼却(単独)	3,109,320
森林病虫害防除事業							
松くい虫航空防除散布委託	909,360						
松くい虫航空防除基地作業委託	1,779,840						
松くい虫地上散布委託	3,348,000						
松くい虫薬剤樹幹注入作業委託	1,911,600						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産 業費	治山事業費	101,050,000	89,400,600	0	11,649,400	自然災害防止事業	
						自然災害防止測量設計業務委託	6,549,120
						自然災害防止工事（10件）	66,291,480
						被災住宅等林地災害土砂除去補助金（137件）	16,560,000
	水産業振興費	381,558,000	375,843,436	0	5,714,564	壱岐栽培センター管理費	51,830,116
漁場監視活動事業						13,100,000	
新水産業収益性向上・活性化支援事業						18,159,000	
水産物ブランド化事業						2,500,000	
経営構造改善事業						600,000	
地域経済循環創造事業						25,000,000	
離島漁業再生支援交付金						170,694,320	
漁業就業者確保育成総合対策事業						3,770,000	
漁業後継者対策事業						2,600,000	
認定漁業者支援事業						10,205,000	
産地水産業強化支援事業【H28繰越】						77,385,000	
						水産基盤整備事 業費	265,383,480
漁村再生交付金事業							
設計業務	35,605,440						
インフラ等整備工事【H30へ繰越】	38,978,200						
壱岐地区漁港施設機能保全事業【H28繰越】	26,338,030						
水産物供給基盤機能保全事業							
調査業務	356,400						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産 業費	水産基盤整備事 業費					調査設計業務【H30へ繰越】 33,222,330
						インフラ等改修工事【H30へ繰越】 31,577,040
商工費	商工振興費	329,608,728	321,589,538	0	8,019,190	郷ノ浦祇園山笠振興会事業補助金 1,080,000
						商工業振興資金利子補給補助金 2,902,080
						商工会運営費補助金 12,149,000
						一支国幼児相撲大会事業補助金 740,000
						商工産業まつり事業補助金 4,400,000
						企業立地促進事業補助金 8,638,000
						ふるさと就職支援事業補助金 3,540,000
						地場産品育成事業補助金 193,000
						壱岐市ふるさと商社運営費等補助金 37,608,949
						商工振興預託金事業貸付金 50,000,000
						壱岐市産業支援センター運営費等補助金 32,817,881
						しま共通地域通貨発行業務委託料 140,623,000
						マリンパル壱岐指定管理委託料 5,130,000
						食関係イベント実施事業 8,632,440
						ふるさとものづくり支援事業補助金 3,600,000
						観光物産展開催業務委託料 4,995,540
						壱岐物産品販売促進事業補助金 955,648
						諏訪市物産展事業補助金 792,000
朝来市交流促進事業補助金 792,000						
壱岐焼酎振興事業補助金 2,000,000						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
商工費	観光振興事業	167,059,732	164,157,862	0	2,901,870	観光案内設置事業	8,913,240
						壱岐行き観光サポーター事業	300,000
						ラッピングバスによる壱岐宣伝業務	993,600
						壱岐夜神楽「文化遺産の舞」公演事業	1,199,880
						大型客船入港歓迎セレモニー事業	300,000
						子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業	2,008,800
						壱岐市観光強化対策事業	15,999,120
						戦略的情報発信強化事業	27,699,840
						日本遺産関連PR事業	8,664,732
						壱岐の自然を守る会補助金	300,000
						花火大会補助金	1,830,000
						海開き行事補助金	105,120
						勝本港まつり事業補助金	224,000
						ツインズビーチフェスティバル事業補助金	336,000
						清石浜夏夢祭事業補助金	246,000
						伝統行事保存会事業補助金	352,000
						湯本温泉港まつり事業補助金	281,000
						無人島「辰ノ島フェスティバル」事業費補助金	560,000
						壱岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金	84,000
						滞在型観光誘客促進事業補助金	328,000
壱岐教育旅行誘客拡大事業補助金	329,000						
壱岐観光プラン策定連携事業補助金	234,030						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
商工費	観光振興事業					島外スポーツ団体等誘致促進事業補助金	8,413,000
						壱岐行き教育旅行推進事業費補助金	9,574,700
						観光サービス拠点施設整備事業 設計業務【H28繰越】	3,510,000
						監理業務【H28繰越】	2,484,000
						施設整備工事【H28繰越】	68,887,800
	観光連盟運営費	32,443,000	32,433,000	0	10,000	壱岐市観光連盟運営費補助金	24,650,000
						イベント振興事業補助金（サイクル・マラソン）	7,128,000
						壱岐市観光連盟事業費補助金（スポーツ大会等）	655,000
	観光施設管理費	21,364,000	18,367,560	0	2,996,440	壱岐市海水浴場及びキャンプ場監視業務	12,906,000
						観光案内板整備改修工事 設計監理	291,600
						施設改修工事	1,188,000
						公衆トイレ改修工事（昭和橋駐車場、永田川駐車場） 設計監理	259,200
						施設改修工事	2,257,200
						少式公園法面復旧工事	1,465,560
	観光施設管理費	35,441,040	29,096,381	0	6,344,659	サンドーム壱岐屋内競技場等管理業務	1,800,360
						イルカパーク環境調査業務委託	1,380,240
						イルカ飼育管理業務（漁協・振興会）	17,351,781
						イルカパーク渡橋更新工事	5,994,000
						筒城浜ふれあい広場指定管理料	2,570,000

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
商工費	福岡事務所費	5,832,000	5,616,000	0	216,000	福岡事務所 ラジオ活用発信・誘客拡大事業 5,616,000
土木費	道路橋りょう維持費	226,973,110	217,255,050	9,112,600	605,460	市道維持修繕料 50,973,110 市道維持管理業務委託 19,440,000 市道維持補修工事【H30へ繰越】 129,886,640 市道維持管理業務補助金 16,955,300
	道路橋りょう新設改良費	743,377,537	557,433,891	183,553,200	2,390,446	補助事業 市道住吉湯ノ本線下部工工事【H28繰越】 20,717,720 市道住吉湯ノ本線上部工工事【H28繰越】 21,526,640 市道住吉湯ノ本線道路改良工事【H28繰越】 15,655,640 市道八幡芦辺線道路改良工事【H28繰越】 14,192,480 市道八幡芦辺線舗装工事【H28繰越】 4,299,480 市道半城里線道路防災安全工事【H28繰越】 7,002,000 事務費【H28繰越】 190,000 単独事業 市道烏山手久多1号線改良工事【H28繰越】 13,978,440 市道前目1号線改良工事【H28繰越】 17,010,000 市道津宮線改良工事【H28繰越】 6,686,000 市道錦線改良工事【H28繰越】 8,542,120 市道八幡芦辺線改良工事【H28繰越】 2,827,440 起債事業 市道本村神里線道路改良工事【H28繰越】 13,370,260 事務費【H28繰越】 29,707

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	道路橋りょう新 設改良費					補助事業	
						市道住吉湯ノ本線道路改良工事【H30へ繰越】	43,468,280
						市道南明寺線道路改良工事【H30へ繰越】	72,711,000
						市道渡良西線道路改良工事	5,173,200
						市道大里環状線道路改良工事【H30へ繰越】	4,690,000
						市道釘ノ尾塩谷線法面補修工事	8,953,200
						市道半城里線舗装補修工事	9,018,000
						測量設計業務委託【H30へ繰越】	14,639,200
						水道補償費	12,204,000
						補償費	474,002
						単独事業	
						市道徳命小坂線道路改良工事【H30へ繰越】	0
						市道鳥山手久多線道路改良工事【H30へ繰越】	0
						市道津保美1号線局部改築工事	6,318,000
						市道中砂大谷線道路改良工事【H30へ繰越】	3,000,000
						市道浦上1号線道路改良工事	5,680,800
						市道崎辺1号線道路改良工事	7,766,280
						市道赤土田線舗装補修工事	3,661,200
						市道住吉山信線道路改良工事	4,622,400
						市道住吉しめノ元線道路改良工事	5,276,880
市道楠蟻螂出線道路改良工事	4,410,720						
市道錦線改良工事【H30へ繰越】	9,957,600						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
土木費	道路橋りょう新設改良費					市道前目1号線道路改良工事【H30へ繰越】	0
						橋梁補修工事	10,183,320
市道本町1号線歩道整備工事						2,601,720	
測量設計業務委託【H30へ繰越】						12,089,600	
用地費						3,150,104	
水道補償費						2,727,070	
補償費						1,049,200	
電柱移転補償費						683,068	
起債事業							
市道本村神里線道路改良工事【H30へ繰越】						21,528,300	
市道土肥田線道路改良工事						31,545,720	
市道白水線道路改良工事【H30へ繰越】						10,129,000	
市道山崎線道路改良工事						12,269,880	
市道谷江本線道路改良工事【H30へ繰越】						5,400,000	
市道芦辺向町裏通線補修工事						34,063,200	
測量設計業務委託						15,369,480	
用地費						2,782,043	
水道補償費						1,198,000	
補償費【H30へ繰越】						12,666,857	
地方改善事業							
八幡地区地方改善施設整備工事	9,944,640						
	河川管理費	7,741,000	6,632,800	0	1,108,200	河川維持補修工事	6,242,400

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	河川管理費					県営河川整備事業地元負担金 390,400
	急傾斜地崩壊対策事業	44,200,000	40,565,880	3,600,000	34,120	補助事業
						若宮地区急傾斜地崩壊防止対策工事 16,012,080
						木落地区急傾斜地崩壊防止対策工事 16,070,400
						単独事業
	船底地区急傾斜地崩壊防止対策工事【H30～繰越】 0					
	木落地区急傾斜地崩壊防止対策工事 8,483,400					
	街なみ環境整備事業	19,610,000	8,000,000	11,610,000	0	勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金【H28繰越】 4,000,000
						勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金【H30～繰越】 4,000,000
	公園管理費	13,721,000	13,693,280	0	27,720	施設管理委託料 13,693,280
安全・安心な住環境づくり支援事業	28,500,000	25,131,000	0	3,369,000	住宅リフォーム支援事業 19,167,000	
					3世代同居・近居促進事業 3,200,000	
					老朽危険家屋除却支援事業 2,764,000	
住宅建設費	434,412,000	294,723,800	136,499,000	3,189,200	壱岐市公営住宅等長寿命化計画中間見直し策定業務 3,672,000	
					古城団地（1棟）改修事業	
					給排水設備等改修工事監理業務【H28繰越】 972,000	
					給排水設備等改修工事【H28繰越】 33,882,720	
					内部部分改修工事【H28繰越】 17,611,960	
					古城団地（4棟）耐震診断業務 3,132,000	
					久喜団地耐震改修事業	
耐震改修工事監理業務【H28繰越】 1,620,000						
耐震改修工事【H28繰越】 38,626,600						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	住宅建設費					給排水設備等改修工事【H28繰越】 9,814,440
						赤滝団地（A棟）耐震改修事業
						耐震改修工事監理業務【H28繰越】 2,808,000
						耐震改修工事【H28繰越】 54,446,000
						給排水設備等改修工事【H28繰越】 30,464,720
						電灯設備等改修工事【H28繰越】 10,841,120
						目坂団地耐震改修事業
						耐震改修工事監理業務【H30へ繰越】 0
						耐震改修工事【H30へ繰越】 44,400,000
						給排水設備等改修工事【H30へ繰越】 16,000,000
						幹線設備等改修工事【H30へ繰越】 4,100,000
						大久保団地（7棟）下水道接続等改修事業
						下水道接続等改修工事監理業務 378,000
						下水道接続等改修工事（建築主体） 11,260,080
						下水道接続等改修工事（機械設備） 6,053,400
						新中尾団地給水管改修工事 1,184,760
				市営引揚者住宅解体工事 1,512,000		
				市営初山東住宅解体工事 1,944,000		
消防費	常備消防費	2,800,000	2,160,000	0	640,000	壱岐消防署郷ノ浦支署庁舎耐震改修工事設計業務 2,160,000
	非常備消防費	991,000	966,600	0	24,400	壱岐市消防音楽隊楽器購入事業 966,600
	消防施設費	39,062,200	30,648,520	6,795,360	1,618,320	壱岐市耐震性貯水槽設置事業 測量業務委託（勝本町東触、石田町久喜触） 378,000

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
消防費	消防施設費					設計監理業務（勝本町東触） 540,000
						設計監理業務（石田町久喜触）【H30へ繰越】 0
						施設整備工事（勝本町東触） 6,451,920
						施設整備工事（石田町久喜触）【H30へ繰越】 0
						勝本地区防火水槽給水設備取付工事 793,000
						勝本地区ホース乾燥ポール設置工事（第1分団、第6分団本宮、第6分団立石） 1,620,000
						自動体外式除細動器（AED）購入事業（消防団分） 1,010,880
						小型動力消防ポンプ購入事業（3台） 5,929,200
						小型動力消防ポンプ積載車購入事業（3台） 13,925,520
			防災行政無線費	3,348,000	3,348,000	0
	原子力災害対策事業	972,400,000	541,519,331	407,816,940	23,063,729	放射線防護対策施設整備事業（大島） 設計監理業務 4,428,000 施設整備工事 176,994,880 備品購入費 532,980 事務費等 476,531 放射線防護対策施設整備事業（大島）【H28繰越】 施設整備工事 29,000,000 放射線防護対策施設整備事業（長島・原島） 設計監理業務【H28繰越・H30へ事故繰越】 29,894,400 施設設備等整備工事【H28繰越・H30へ事故繰越】 262,348,000 施設解体工事【H28繰越】 37,727,640 備品購入費【H28繰越】 0

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
消防費	原子力災害対策事業					事務費等【H28繰越・H30へ事故繰越】 116,900
教育費	事務局費	100,000,000	100,000,000	0	0	学校施設整備基金積立金 100,000,000
	教育指導費	7,046,000	6,946,970	0	99,030	離島留学生ホームステイ費補助金 6,000,000
						離島留学生交通費補助金 946,970
	小学校管理費	746,180,791	670,614,031	42,048,000	33,518,760	盈科小学校校舎裏法面復旧工事 664,200
						盈科小学校遊具設置 1,077,840
						渡良小学校グラウンドフェンス改修工事 1,682,640
						渡良小学校屋上防水改修事業
						設計監理業務 270,000
						施設整備等改修工事 5,724,000
						渡良小学校シャワーユニット設置工事 923,400
						三島小学校遊具設置 739,800
						柳田小学校プール管理棟庇・ろ過循環ポンプ等補修工事 1,172,880
						柳田小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事設計業務 1,512,000
沼津小学校多目的室床張替工事 799,200						
沼津小学校屋内運動場外壁改修工事設計業務 918,000						
鯨伏小学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業						
監理業務【H28繰越】 648,000						
施設整備等改修工事【H28繰越】 28,448,280						
鯨伏小学校グラウンド整備事業						
測量業務 1,007,640						
施設整備等改修工事【H30へ繰越】 7,400,000						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	小学校管理費					鯨伏小学校トイレ改修工事 723,600
						瀬戸小学校屋内運動場外壁改修工事設計業務 1,058,400
						田河小学校校舎外壁及び屋根改修事業
						工事監理業務【H28繰越】 680,400
						施設整備等改修工事【H28繰越】 57,454,920
						八幡小学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業
						工事監理業務【H28繰越】 1,242,000
						施設整備等改修工事【H28繰越】 49,433,760
						芦辺小学校校舎改築事業
						工事監理業務【H28繰越】 9,180,000
						施設整備等改修工事【H28繰越】 406,225,920
						芦辺小学校通学路等附带工事【H28繰越】 21,389,400
						芦辺小学校グラウンド倉庫解体工事【H28繰越】 367,200
						芦辺小学校プール循環ろ過装置取替工事 6,285,600
						芦辺小学校屋内運動場改築事業
						設計業務 19,440,000
						地質調査業務 3,074,760
				屋内運動場解体工事設計業務 1,188,000		
				屋内運動場解体工事 13,791,600		
				屋内運動場裏法面对策工事【H30へ繰越】 12,500,000		
				石田小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事設計業務 1,922,400		
				石田小学校体育倉庫解体工事 1,836,000		

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
教育費	小学校管理費					石田小学校遊具移設・撤去・設置工事	1,263,600
						石田小学校体育倉庫新築工事	
						設計・監理業務【H30へ繰越】	291,600
						施設整備等改修工事【H30へ繰越】	2,900,000
						小学校消防用設備改修工事（柳田・沼津）	1,487,911
						小学校高圧受変電設備改修工事（盈科・那賀）	977,400
						小学校エアコン設置取替工事（柳田・沼津・鯨伏・霞翠・八幡・石田）	2,911,680
	中学校管理費	149,332,329	109,418,859	30,747,600	9,165,870	郷ノ浦中学校エアコン設置取替工事	574,560
						郷ノ浦中学校消防用設備改修工事	764,969
						郷ノ浦中学校高圧受変電設備改修工事	1,188,000
						郷ノ浦中学校音楽室手摺取付工事	291,600
						勝本中学校校舎外壁及び屋根改修事業	
						監理業務【H28繰越】	756,000
						施設整備等改修工事【H28繰越】	61,597,800
旧鯨伏中学校屋内運動場屋根修繕工事	502,200						
旧那賀中学校校舎解体事業							
設計業務	1,782,000						
家屋事前調査業務	2,516,400						
施設解体工事	33,194,880						
芦辺中学校校舎改築及び改修事業							
設計業務（基本設計・実施設計）【H30へ繰越】	0						
地質調査業務	3,852,360						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	中学校管理費					土地購入費	321,250
						石田中学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業 設計業務	1,458,000
						市内中学校AED購入(3台)	618,840
	幼稚園費	8,759,540	7,895,404	0	864,136	郷ノ浦幼稚園保育室床修繕工事	712,800
						勝本幼稚園屋根防水改修事業 設計監理業務	97,200
						園舎等改修工事	4,240,080
勝本幼稚園園舎裏舗装改修工事						1,933,200	
霞翠幼稚園階段手摺設置工事						296,524	
箱崎幼稚園エアコン設置工事						615,600	
社会教育費	6,463,000	5,201,213	0	1,261,787	市地域婦人会連絡協議会補助金	1,161,000	
					壱岐市文化団体協議会補助金	802,000	
					優秀芸術招聘事業・日韓国際交流事業補助金	3,238,213	
青少年育成費	11,741,680	11,181,550	0	560,130	青少年劇場開催負担金	497,705	
					各種青少年スポーツ大会補助金	7,140,000	
					青少年健全育成連絡協議会補助金	1,344,000	
					しまの魅力に会う日本の宝「しま」交流支援事業補助金	1,454,680	
					子ども夢プラン応援補助金	657,300	
					日独スポーツ少年団同時交流受入事業補助金	87,865	
生涯学習費	3,600,000	3,260,535	0	339,465	放課後子ども教室推進事業委託費	2,660,535	
					タフ事業推進補助金	600,000	

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
教育費	公民館費	135,502,000	124,789,759	0	10,712,241	長崎県公民館大会壱岐大会負担金 1,159,999
						壱岐文化ホール空調設備改修事業 監理業務 1,512,000
						施設設備等改修工事 61,389,360
						壱岐文化ホール空調設備中央制御盤改修事業 設計業務 950,400
						施設設備等改修工事 16,254,000
						箱崎地区公民館耐震改修事業 設計業務 2,808,000
						監理業務 1,058,400
						耐震改修工事 39,657,600
	一支国博物館管理費	65,870,880	62,358,875	0	3,512,005	壱岐市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター 空調設備修繕 10,476,000
						壱岐市立一支国博物館指定管理業務 49,102,875
						壱岐市立一支国博物館に係る情報システム整備業務委託 2,780,000
	一支国博物館活用推進事業費	39,929,000	39,929,000	0	0	壱岐市立一支国博物館活用推進業務 39,929,000
	文化財保護費	69,085,885	63,794,590	0	5,291,295	指定文化財補助金
						壱岐神楽保存会補助金 140,000
						指定文化財保護管理費補助金 655,200
						指定文化財保存整備補助金(クスノキ) 455,000
						島内文化財資料活用展示公開事業 23,187,655
						市内遺跡発掘調査等 11,799,990
						出土資料再整理事業 2,787,093

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
教育費	文化財保護費					国指定重要文化財保存修理事業	3,841,470
						勝本城保存整備事業（保存管理計画策定事業）	4,741,004
						壱岐市歴史文化基本構想策定事業	9,445,413
教育費	保健体育総務費	189,931,000	189,522,320	0	408,680	「発掘された日本列島2017」展	6,741,765
						壱岐体育協会補助金	7,538,000
						天ヶ原グラウンド防風柵改修工事	2,642,760
						天ヶ原グラウンドナイター設備引込等改修	3,136,320
						大谷公園体育館耐震改修事業	
						監理業務【H28繰越】	5,400,000
						耐震改修工事【H28繰越】	162,803,000
耐震改修工事	8,002,240						
教育費	学校給食費	3,936,600	3,936,600	0	0	学校給食センター排水処理施設修繕工事	3,936,600
災害復旧費	農林水産施設災害復旧事業	988,545,000	200,665,324	780,937,000	6,942,676	農地等災害復旧事業	
						農地等災害復旧測量設計業務委託	110,865,240
						農地等災害復旧工事【H30へ繰越】	12,600,000
						農地等小規模災害復旧工事	7,692,084
						農地・農業用施設等災害復旧支援に係る負担金	16,741,000
農地等災害復旧事業補助金	52,767,000						

平成29年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
災害復旧 費	公共土木施設災 害復旧事業	1,656,600,000	508,798,235	1,127,876,120	19,925,645	公共土木施設災害復旧事業
						修繕料【H30へ繰越】 126,997,115
						公共土木施設災害復旧測量設計業務委託【H30へ繰越】 134,461,080
						公共土木施設災害復旧工事（補助）【H30へ繰越】 231,061,960
						公共土木施設災害復旧工事（単独）【H30へ繰越】 16,278,080

平成29年度における主要施策の成果説明書

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
下水道事業	公共下水道事業	81,758,000	80,849,120	0	908,880	公共下水道建設工事(補助) 中央処理区(古城地区)汚水管布設工事 51,272,800 中央処理区大谷マンホールポンプ場機械電気設備建設工事 18,727,200 公共下水道建設工事(起債) 中央処理区(古城地区)汚水管布設工事 8,858,000 公共下水道建設工事(単独) 中央処理区(古城地区)汚水管布設工事 246,600 公共柵設置工事 344,520 中央処理区(古城地区)汚水管布設工事水道移転補償費 1,400,000
	漁業集落排水整備事業	171,669,400	157,194,200	13,056,960	1,418,240	漁業集落排水整備事業(補助) 芦辺地区汚水管布設工事設計業務【H28繰越】 5,368,000 芦辺地区汚水管布設工事【H28繰越】 42,884,400 芦辺地区汚水管布設工事水道移転補償【H28繰越】 12,317,000 漁業集落排水整備事業(補助) 芦辺漁港集落環境整備事業設計業務委託 3,996,000 芦辺地区汚水管布設工事 24,859,840 市道芦辺浦中央線他汚水管埋設部路面本復旧工事【H30へ繰越】 25,218,000 芦辺地区マンホールポンプ設置工事 10,087,200 芦辺地区汚水管布設工事水道移転補償 2,982,000 漁業集落排水整備事業(起債) 芦辺漁港集落環境整備事業設計業務委託 1,134,000 芦辺地区汚水管布設工事 8,203,400

平成29年度における主要施策の成果説明書

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
下水道事業	漁業集落排水整備事業					市道芦辺浦中央線他污水管理設部路面本復旧工事	7,809,480
						芦辺地区マンホールポンプ改良工事	9,326,880
						芦辺地区污水管布設工事水道移転補償	3,008,000

【参考資料】

平成29年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	198,773 千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,646,969 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	809,696	535,506	0	0	44,132	230,058
	高齢者福祉事業	83,868	0	2,000	14,941	4,571	62,356
	児童福祉事業	47,193	25,738	0	0	2,572	18,883
	母子福祉事業	6,042	1,009	0	0	329	4,704
	生活保護扶助事業	734,126	515,784	0	0	40,012	178,330
	小計	1,680,925	1,078,037	2,000	14,941	91,616	494,331
社会保険	介護保険事業	520,533	7,836	0	15,765	28,371	468,561
	国民健康保険事業	313,199	164,570	0	0	17,071	131,558
	小計	833,732	172,406	0	15,765	45,442	600,119
保健衛生	高齢者医療事業	510,570	95,708	0	0	27,828	387,034
	疾病予防対策事業	112,395	4,653	3,700	7	6,126	97,909
	医療提供体制確保事業	509,347	0	0	0	27,761	481,586
	小計	1,132,312	100,361	3,700	7	61,715	966,529
合計	3,646,969	1,350,804	5,700	30,713	198,773	2,060,979	